

「和みわかやま」おもてなしの宿アワード2022事業実施要綱

(趣旨)

第1 県内の宿泊施設が自己研鑽によりおもてなし力を高めることで利用客の満足度を向上させ、再訪を促進することを目的として、「『和みわかやま』おもてなしの宿アワード事業」(以下「アワード」という。)を実施し、接遇や料理等総合的なおもてなし力を有する優れた宿泊施設に賞を授与するものとする。

(応募資格)

第2 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条及び第3条の規定に基づき、和歌山県(以下「県」という。)又は和歌山市の許可を得て営業する下宿を除く宿泊施設のうち、次の各号全てに該当するもの。

(1) 自施設内で夕食又は朝食を提供する宿泊施設(テナント飲食店による提供を除く。)

(2) 国税及び県税について滞納していない者が運営する宿泊施設

(実施方法等)

第3 アワードは、年1回実施するものとする。

2 賞は、次に掲げる部門別に授与するものとする。ただし、部門別の応募数が5施設未満の場合又は、部門別の最高得点が全応募施設の平均点に満たない場合には、賞を授与しないことがある。

(1) 旅館部門(和式の構造及び設備を主とする宿泊施設)

(2) ホテル部門(洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設)

(3) 小さなお宿部門(概ね10室以下の宿泊施設)

(応募方法)

第4 アワードに応募する場合は、次の書類を提出するものとする。

(1) 応募用紙(別紙様式) 3部

(2) 応募施設の概要がわかるもの(パンフレットなど) 3部

(3) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書(発行後3ヶ月以内のもの) 1部

(4) 都道府県税について未納がない旨の証明書(発行後3ヶ月以内のもの) 1部

2 応募期限は、別に定める。

(対象施設の選定)

第5 県は、応募があった宿泊施設の中から予算の範囲内で対象施設を決定する。

2 応募多数の場合は、別に定める方法により決定する。

(選考方法)

第6 各部門の受賞施設の選考は、県が委託した事業者(以下「委託事業者」という。)が対象施設に調査員を派遣し、おもてなしの充実度を測る各指標について採点した点数をもとに行う。

2 おもてなしの充実度を測る各指標は、別に定める。

(受賞施設の決定)

第7 受賞施設は、委託事業者の調査結果報告に基づき、知事が決定する。

(賞の授与の取消)

第8 知事は、第7で決定した受賞施設の運営者又は従業員が受賞にふさわしくない非行を行った時は、賞の授与を取り消すことができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、アワードの実施に関して必要な事項は別に定める。